

50mm 以下の指定給水用器材の規格

	JWWA 規格品 (川崎市水道条例施行規程別表より)	川崎市規格品 (川崎市上下水道局給水管、給水用具等の指定等に関する要領より)
サドル付分水栓	規 格 : JWWA B 117 呼 び 径 : 25、40、50 止水構造 : ボール (A 形) 給水管取出しねじの種類 : 平行おねじ (G)	【局器材承認品】 S50 形ダクタイル鋳鉄管用 呼 び 径 : 50×25、50×40 規 格 : 別紙参照
		【局器材承認品】 配水用ポリエチレン管用 呼 び 径 : 75・100・150 × 25・40・50 規 格 : 別紙参照
管穿孔口防錆工法用 挿入コア	—	【局器材承認品】 呼 び 径 : 25、40、50 規 格 : 別紙参照
波状ステンレス鋼管	規 格 : JWWA G 119 呼 び 径 : 25、40、50	—
ステンレス鋼鋼管	規 格 : JWWA G 115 呼 び 径 : 25、40、50	—
ステンレス鋼鋼管継手	規 格 : JWWA G 116 呼 び 径 : 25、40、50 継手の形式 : 伸縮可とう式	【局器材承認品】 呼 び 径 : 25、40、50 規 格 : 別紙参照
止水栓	—	【局器材承認品】 呼 び 径 : 25 規 格 : 別紙参照
青銅製仕切弁	—	【局器材承認品】 呼 び 径 : 40、50 規 格 : 別紙参照
止水栓ボックス	—	【局器材承認品】 呼 び 径 : 25 用、40・50 用 規 格 : 別紙参照

※ 上記表の「JWWA 規格品」は、当該協会の検査証印、認証マーク等により当該規格品であることが確認できるものをご使用ください（器材承認は行っていません）。「川崎市規格品」は、局が器材承認をしたものの中から選定してご使用ください。

上下水道事業管理者が定める規格（川崎市規格品）

【川崎市上下水道局給水管、給水用具等の指定等に関する要領第30条～36条】

（S50形ダクタイル鋳鉄管サドル付分水栓の規格）

第30条 S50形ダクタイル鋳鉄管サドル付分水栓の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）止水構造及び給水管取出しねじの種類がJWWA B 117に規定するボール（A形）及び平行おねじ（G）であるもの
- （2）止水機構の呼び径が25又は40であり、サドル機構の呼び径が50であるもの
- （3）性能、外観、塗装、材料及び表示がJWWA B 117の規定に適合するもの

（水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓の規格）

第31条 水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）止水構造がボール式であるもの
 - （2）止水機構の呼び径が25、40又は50であり、サドル機構の呼び径が75、100又は150であるもの
 - （3）サドル付分水栓のズレ、回転等を防止するために、サドル機構の配水管との接触部に滑り止め等の構造を有するもの
 - （4）耐圧、止水、圧力損失、作動性及び浸出性の性能並びに表示がJWWA B 136の規定に適合するもの
 - （5）外観がJWWA B 117の規定に適合するもの
- 2 前項第4号による圧力損失試験（JWWA B 136に規定するもの。次項において同じ。）においては、管種（当該規格の図3に示す試験装置のE～⑨間の管種をいう。）にJWWA K 144に規定する水道配水用ポリエチレン管を使用して行うものとする。
- 3 止水機構の呼び径が40又は50である場合の圧力損失試験においては、JWWA B 117の表3に規定する基準流量及び圧力損失を用いて行うものとする。

（管穿孔口防錆工法用挿入コアの規格）

第32条 管穿孔口防錆工法用挿入コアの規格は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）種類が密着形であるもの
- （2）呼び径が25、40又は50であるもの
- （3）きり径がJWWA B 117の表5から表9の規定に適合するもの
- （4）性能がJWWA B 117 附属書F（密着形）の規定に適合するもの
- （5）製品又はその包装に呼び径及び製造者名又はその略号が表示されているもの

（水道用ステンレス鋼鋼管継手の規格）

第33条 水道用ステンレス鋼鋼管継手の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）継手の形式がJWWA G 116に規定する伸縮可とう式であり、その性能を満たすもの。
- （2）呼び径が25、40又は50であるもの

(3) サドル付分水栓と接合する継手が絶縁構造であるもの

(止水栓の規格)

第34条 止水栓の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 止水機構がボール式であるもの
- (2) 両側の接続形式が J I S B 0 2 0 3 に規定する管用テーパねじ（めねじ）であるもの
- (3) 呼び径が 2 5 であるもの
- (4) ハンドル形状が乙形（一文字形）であり、開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの
- (5) 性能、外観及び表示が J W W A B 1 0 8 の規定に適合するもの

(青銅製仕切弁の規格)

第35条 青銅製仕切弁の規格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 両側の接続形式が J I S B 0 2 0 2 に規定する管用平行ねじ（おねじ）であるもの
- (2) 呼び径が 4 0 又は 5 0 であるもの
- (3) ハンドル形状が角ボックス型であり、開閉方向が右回り開き、左回り閉じであるもの
- (4) 耐圧、弁座漏れ、作動及び浸出の性能並びに外観が J I S B 2 0 1 1 の規定に適合するもの
- (5) 弁箱の表面に呼び径及び製造者名又はその略号が表示されているもの

(止水栓ボックスの規格)

第36条 止水栓ボックスの規格は次の各号に掲げるものとし、この規格において使用する用語の意義は、J W W A K 1 4 7 において規定する用語の例による。

- (1) 止水栓ボックスの種類、胴の呼び径、荷重記号等は、次表による。

種 類	胴の 呼び径	荷重記号	備 考
呼び径 2 5 止水栓用	7 5	T 2	樹脂製蓋 宅地内
			铸铁製蓋 宅地内
	1 0 0	T 8	铸铁製蓋 歩道・宅地内車両通路
			T 1 4 铸铁製蓋 車道
呼び径 4 0 ・ 5 0 青銅製仕切弁用	1 5 0	T 2	樹脂製蓋 宅地内
			铸铁製蓋 宅地内
		T 8	铸铁製蓋 歩道・宅地内車両通路

		T 1 4	鑄鉄製蓋 車道
--	--	-------	------------

- (2) 止水栓ボックスは、蓋、上部枠、胴及び下部枠により構成する。
- (3) 荷重記号がT 1 4である青銅製仕切弁用のボックスは、蓋、上部枠、胴、下部枠及び底板により構成する。
- (4) 荷重記号がT 2及びT 8であるボックスの蓋と上部枠の接触面は、平受け構造とし、有害ながたつき等を生じてはならない。
- (5) 荷重記号がT 1 4であるボックスの蓋と上部枠の接触面は、急勾配受け等の構造とし、有害ながたつき等を生じてはならない。
- (6) 蓋と上部枠が蝶番等で連結され、蓋が逸脱してはならない。
- (7) ボックスを構成するそれぞれの部材間にずれや脱落を生じてはならない。
- (8) 蓋の表面に滑り止めのための模様等が設けられているもの。
- (9) ボックスの高さ（蓋の上部から下部枠又は底板の下部までの寸法をいう。）が次表に示す数値以上であるもの

荷重記号	高さ (h) mm
T 2	3 5 0
T 8	5 0 0
T 1 4	6 5 0

- (10) 耐荷重性能がJ W W A K 1 4 7の規定に適合するもの。ただし、試験荷重は次表による。

荷重記号	胴の 呼び径	試験荷重 k N (k g f)
T 2	7 5	5 (5 1 0)
	1 5 0	1 0 (1 0 2 0)
T 8	1 0 0	1 5 (1 5 3 0)
	1 5 0	2 5 (2 5 5 0)
T 1 4	1 0 0	4 0 (4 0 8 0)
	1 5 0	9 0 (9 1 8 0)

- (11) 外観がJ W W A K 1 4 7の規定に適合するものとし、樹脂製蓋は青色、鑄鉄製蓋は黒色を標準とする。
- (12) 蓋の表面に「水」又は「 H_2O 」の記号が表示されているもの
- (13) 呼び径2 5 止水栓用ボックスの蓋の表面に「止水栓」の文字、呼び径4 0・5 0青銅製仕切弁用ボックスの蓋の表面に「仕切弁」の文字が表示されているもの
- (14) 蓋の裏面に製造者名又はその略号が表示されているもの